

特定相談支援・障害児相談支援事業者の 運営指導・監査の手引き

★市担当者及び事業所担当者向けであること。

★相談支援体制の強化を目的としていること。

☞ 個々の事業所を回ることで市の状況把握。

作成：令和7年3月

中津市 福祉支援課 障害福祉係

@参考資料

【障害者関係】

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
(平成17年11月7日号外法律第123号)
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則
(平成18年2月28日号外厚生労働省令第19号)
- ・障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準
(平成24年3月13日厚生労働省令第28号)
- ・障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について
(平成24年3月30日障発0330第22号)
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について
(平成18年10月31日障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

【障害児関係】

- ・児童福祉法
(昭和22年12月12日法律第164号)
- ・児童福祉法施行規則
(昭和23年3月31日号外厚生省令第11号)
- ・児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準
(平成24年3月13日厚生労働省令第 29 号)
- ・児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について
(平成24年3月30日障発 0330 第23号)
- ・児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について
(平成24年3月30日障発0330第16号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

【中津市】

- ・中津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則
- ・中津市障害者及び障害児に係る相談支援事業者の業務管理体制の整備の届出に関する規則
- ・中津市指定特定相談支援事業者等指導監査要綱

1. 運営指導・監査の根拠及び目的

障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、指定障害福祉サービス事業者等に対し、対象のサービス等の質の確保、並びに自立支援給付当の適正化を図ることを目的に運営指導を行います。

運営指導では、事業所等の運営が健全かつ円滑に行われるよう、関係法令に基づき自立支援給付等対象サービス等の内容、及び自立支援給付費等に係る費用の請求に関する指導を行います。また、業務管理体制の適正化を図ることを目的に、業務管理体制の整備・運用状況も確認します。

【根拠】

- *「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)」
- *「児童福祉法(昭和22年法律第164号)」

【関連通知】

- *「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」
(平成26年1月23日障発0123第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
- *「指定障害児通所支援事業者等の指導監査について」
(平成26年3月28日障発0328第4号厚生労働省社会・援護局障害保険福祉部長通知)

2. 指導監査の種類など

指導監査の種類	主な指導・監査項目	根拠法令	監査担当
【障害福祉サービス等運営指導】 ①障害者支援施設 ②障害福祉サービス事業所 ③障害児通所支援事業所 ④特定相談支援事業所 ⑤地域移行支援事業所 ⑥地域定着支援事業所 ⑦障害児相談支援事業所	○運営指導 利用者の利用実態の確認及びサービスの質に関する確認 ○報酬請求指導 報酬基準に基づいた実施の確認	【運営指導】 総合支援法第10条、児童福祉法第57条の3の2 【監査】 総合支援法第48条、51条の27 児童福祉法第21条の5の22、第24条の34	都道府県、市町村 ①②③⑤⑥は、県 ➔大分県監査指導室 ④⑦は、市 ➔ 中津市福祉支援課
【社会福祉法人指導監査】	○法人運営(理事会、評議員) ○会計管理の状況 ○資産管理	社会福祉法 56 条	中津市福祉政策課
【施設監査(社会福祉法人)】 ①障害者支援施設	○入所者の処遇 ○施設の運営管理体制 ○職員の確保、処遇 ○施設の会計処理 ○防災、事故対策	社会福祉法 70 条 総合支援法 48 条	大分県監査指導室

3. 運営指導について

※全体的な流れについては、別紙のイメージ図を参照。

1 指導形態等

(1) 集団指導	<p>集団指導は、都道府県又は市町村が、下記により、その内容に応じ一定の場所に集めて講習等の方法により行う。なお、オンライン等(オンライン会議システム、ホームページ等。以下同じ。)の活用による動画の配信等による実施も可能とする。</p> <p>① 指定の権限を持つ障害福祉サービス事業者等に対する指導が必要な場合</p> <p>② 自立支援給付に関して必要があると認める場合</p> <p>なお、都道府県が集団指導を実施した場合には、管内の市町村に対し、当日使用した資料を送付する等、その内容等について周知する。</p> <p>また、市町村が集団指導を実施した場合には、都道府県に対し、当日使用した資料を送付する等、情報提供を行う。(大分県保護・監査指導室あて)</p>
(2) 運営指導	<p>運営指導は、都道府県又は市町村が、下記により、障害福祉サービス事業者等の事業所において、原則、現地に行う。</p> <p>① 指定の権限を持つ障害福祉サービス事業者等に対して必要があると認める場合</p> <p>② 自立支援給付に関して必要があると認める場合</p>

2 指導対象の選定

指導は全ての障害福祉サービス事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

(1) 集団指導	<p>① 新たに自立支援給付対象サービス等を開始した障害福祉サービス事業者等については、おおむね1年以内に全てを対象として実施する。</p> <p>② 自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び障害者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容に応じ選定して実施する。</p>
(2) 運営指導	<p>① 指定の権限を持つ障害福祉サービス事業者等については、<u>おおむね3年に1度実施する。</u></p> <p>ただし、<u>障害福祉サービス事業者等の運営等に重大な問題があると認められる場合は、例えば、毎年1回は運営指導を行う等して、指導の重点化を図るものとする。</u></p> <p>② その他特に都道府県又は市町村による一般指導が必要と認められる障害福祉サービス事業者等を対象に実施する。</p>

3 指導方法等

<p>(1) 集団指導</p>	<p>① 指導通知…約1か月前</p> <p>都道府県及び市町村は、指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、<u>あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該障害福祉サービス事業者等に通知する。</u></p> <p>② 指導方法</p> <p>集団指導は、<u>自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び障害者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について講習等の方式で行う。</u></p> <p>なお、集団指導に欠席した障害福祉サービス事業者等には、当日使用した資料の送付等により確実に資料の閲覧が行われるよう情報提供するとともに、オンライン等の活用による動画の配信等による場合は、配信動画の視聴や資料の閲覧状況について確認する。</p>
<p>(2) 運営指導</p>	<p>① 指導通知</p> <p>都道府県及び市町村は、指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、原則として実施予定日の1か月前までに次に掲げる事項を文書により当該障害福祉サービス事業者等に通知する。<u>また、運営指導当日の確認が円滑に行えるよう、当日の概ねの流れをあらかじめ示すものとする。</u></p> <p>ただし、指導対象となる事業所において障害者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。</p> <p>ア 運営指導の根拠規定及び目的 イ 運営指導の日時及び場所 ウ 指導担当者 エ 出席者 オ 準備すべき書類等</p> <p>② 指導方法</p> <p>運営指導は、<u>関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式で行う。</u>なお、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。活用にあたっては、指定障害福祉サービス事業者等の過度な負担とならないよう十分に配慮する。</p> <p>ア 運営指導の確認項目等</p> <p>運営指導は、別紙「主眼事項及び着眼点等」(非常災害対策の非常災害には火災だけではなく水害・土砂災害等の自然災害も含む。)に基づき、<u>関係書類を閲覧し、関係者からの面談方式で行う。</u></p> <p>また、原則として、別紙「主眼事項及び着眼点等」における<u>下線を付した項目(以下「標準確認項目」という。)</u>以外の項目は、特段の事情がない限り確認を行わ</p>

ないものとするとともに、「標準確認文書」で確認することを原則とする。

なお、運営指導を進める中で不正が見込まれる等、詳細な確認が必要と判断する場合は、「標準確認項目」及び「標準確認文書」に限定せず、必要な文書を徴し確認するものとする。

イ 運営指導における文書の効率的活用等

運営指導において確認する文書は、原則として運営指導の前年度から直近の実績に係る書類とするとともに、利用者の記録等の確認は特に必要とする場合を除き、原則として3名以内とする。

また、事前又は当日に提出を求める資料の部数は1部とし、自治体が既に保有している文書については、再提出を求めず、自治体内での共有を図ることを原則とする。

特に①内容の重複防止((a)事前提出資料と当日確認資料の重複、(b)法人内で同一である書類の事業所ごとの重複提出等)や、②既提出文書(指定申請等で提出済の内容変更のない書類等)の再提出不要の取扱いに留意するものとする。さらに、ICTで書類を管理している障害福祉サービス事業者等に対する運営指導においては、適宜パソコン画面上で書類を確認する等、障害福祉サービス事業者等に配慮した文書確認の方法についても留意するものとする。

ウ 同一所在地等の運営指導の同時実施

同一所在地や近隣の障害福祉サービス事業者等に対する運営指導については、適宜事業者の状況等も勘案の上、できるだけ同日又は連続した日程で行うなどにより、効率化を図るものとする。

エ 関連する法律に基づく指導・監査の同時実施

法に関連する法律に基づく指導監査等との合同実施については、自治体の担当部門間で調整を行い、適宜事業者の状況等も勘案の上、同日又は連続した日程で行うことを一層推進するものとする。

オ 運営指導の所要時間の短縮

運営指導の所要時間については、効率化等に資する前記指導方法を踏まえることで一の障害福祉サービス事業者等当たり所要時間をできる限り短縮するとともに、1日で複数の障害福祉サービス事業者等の運営指導を行う等、障害福祉サービス事業者等及び自治体双方の負担を軽減し、運営指導の頻度向上を図るものとする。

③ 指導結果の通知等

運営指導の結果については、改善を要すると認められた事項について、後日文書によって指導内容の通知を行うものとする。

④ 改善報告書の提出

都道府県又は市町村は、当該障害福祉サービス事業者等に対して、文書で指摘した事項にかかる改善報告書の提出を求めるものとする。

4 監査への変更

運営指導中に以下に該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに「指定障害福祉サービス事業者等監査指針」に定めるところにより監査を行うことができる。

- (1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- (2) 自立支援給付に係る費用の請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合

5 その他

(1) 指導結果の情報提供等

都道府県が指導を実施した場合はその障害福祉サービス事業者等の事業活動区域に所在する市町村に対して、また、市町村が指導を実施した場合は都道府県に対して、**指導結果の通知及び改善報告書の内容について情報の提供を行うとともに、出来る限り利用者保護の観点から開示を行う。**

(2) 指導の実施状況の報告

都道府県及び市町村は、指導の実施状況について、別に定めるところにより、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に報告を行う。

(3) その他の留意事項

- ア 運営指導にあたっては、担当者の主観に基づく指導や、当該障害福祉サービス事業者等に対する前回の指導内容と根拠なく大きく異なる指導を行わないよう留意するものとする。
- イ 高圧的な言動は控え、改善が必要な事項に対する指導や、より良いケア等を促す助言等について、当該障害福祉サービス事業者等との共通認識が得られるよう留意するものとする。
- ウ 運営指導の際、障害福祉サービス事業者等の対応者については、必ずしも当該障害福祉サービス事業者等の管理者に限定することなく、実情に詳しい従業者や当該障害福祉サービス事業者等を経営する法人の労務、会計等の担当者が同席することは問題ないものとする。
- エ 個々の指導内容については、具体的な状況や理由を良く聴取し、根拠規定やその趣旨・目的等について懇切丁寧な説明を行うものとする。
- オ 効果的な取り組みを行っている障害福祉サービス事業者等は、積極的に評価し、他の障害福祉サービス事業者等へも紹介するなど、サービスの質の向上に向けた指導の手法について工夫をすることにも留意するものとする。

4. 監査について

※全体的な流れについては、別紙のイメージ図を参照。

1. 監査対象となる障害福祉サービス事業者等の選定基準

監査は、下記に示す情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行うものとする。

(1)要確認情報

- ① 通報・苦情・相談等に基づく情報
- ② 市町村、相談支援事業等へ寄せられる苦情
- ③ 自立支援給付の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者

(2)運営指導において確認した情報

法第10条第1項及び第11条第2項により指導を行った市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は都道府県が障害福祉サービス事業者等について確認した指定基準違反等

2. 監査方法等

(1)報告等

指定権限のある都道府県知事又は市町村長は、指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、障害福祉サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該障害福祉サービス事業者等の当該指定に係るサービス事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査(以下「実地検査等」という。)を行うものとする。なお、指定権限のない市町村長が実地検査等を行う場合は次によるものとする。

- ① 市町村長は、指定障害福祉サービス事業者等、指定障害者支援施設等設置者等、指定一般相談支援事業者等及び指定特定相談支援事業者等について実地検査等を行う場合、事前に実施する旨の情報提供を指定権限のある都道府県知事又は市町村長に対し行うものとする。なお、自立支援給付対象サービス等に関して、複数の市町村に関係がある場合には、都道府県が総合的な調整を行うものとする。
- ② 市町村長は、指定基準違反等と認めるときは、文書によって指定権限のある都道府県知事又は市町村長に通知を行うものとする。なお、都道府県知事と市町村長が同時に実地検査等を行っている場合には、通知を省略することができるものとする。
- ③ 指定権限のある都道府県知事又は市町村長は、②の通知があったときは、すみやかに以下(2)監査結果の通知等監査の結果、改善勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨の通知を行うとともに、当該障害福祉サービス事業者等に対して、文書で通知した事項について、文書により報告を求めるものとする。

(2)行政上の措置

指定権限のある都道府県知事及び市町村長は、指定基準違反等が認められた場合には、法第49条、第50条、第51条の28、第51条の29、第67条及び第68条に定める「勧告、命令等」、「指定の取消し等」の規定に基づき行政上の措置を機動的に行うものとする。

① 勧告

障害福祉サービス事業者等に法第49条第1項から第3項まで、第51条の28第1項から第3項まで、又は第67条第1項に定める指定基準違反の事実が確認された場合、当該障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

当該障害福祉サービス事業者等は、勧告を受けた場合は期限内に文書により報告を行うものとする。

② 命令

障害福祉サービス事業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

当該障害福祉サービス事業者等は、命令を受けた場合は期限内に文書により報告を行うものとする。

③ 指定の取消等

指定基準違反等の内容等が、法第50条第1項各号、同条第3項で準用する同条第1項各号（第12号を除く）、第51条の29第1項並びに第2項、及び第68条第1項各号のいずれかに該当する場合には、当該障害福祉サービス事業者等（のぞみの園を除く。）に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（以下「指定の取消等」という。）ができる。

(3)聴聞等

監査の結果、当該障害福祉サービス事業者等が命令又は指定の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

(4)経済上の措置

① 勧告、命令、指定の取消等を行った場合に、自立支援給付の全部又は一部について当該自立支援給付に係る市町村（精神通院医療に係る自立支援医療費の支給に関しては都道府県とする。）に対し、法第8条第1項に基づく不正利得の徴収（返還金）として徴収を行うよう指導するものとする。

② 命令又は指定の取消等を行った場合には、原則として、法第8条第2項の規定により、当該障害福祉サービス事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせるよう指導するものとする。

3. その他

- (1)都道府県が監査を実施した場合はその障害福祉サービス事業者等の事業活動区域に所在する市町村に対して、また、市町村が監査を実施した場合は都道府県に対して、監査結果の通知及び処分等の内容について情報の提供を行う。
- (2)都道府県及び市町村は、監査及び行政措置の実施状況について、別に定めるところにより、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に報告を行う。

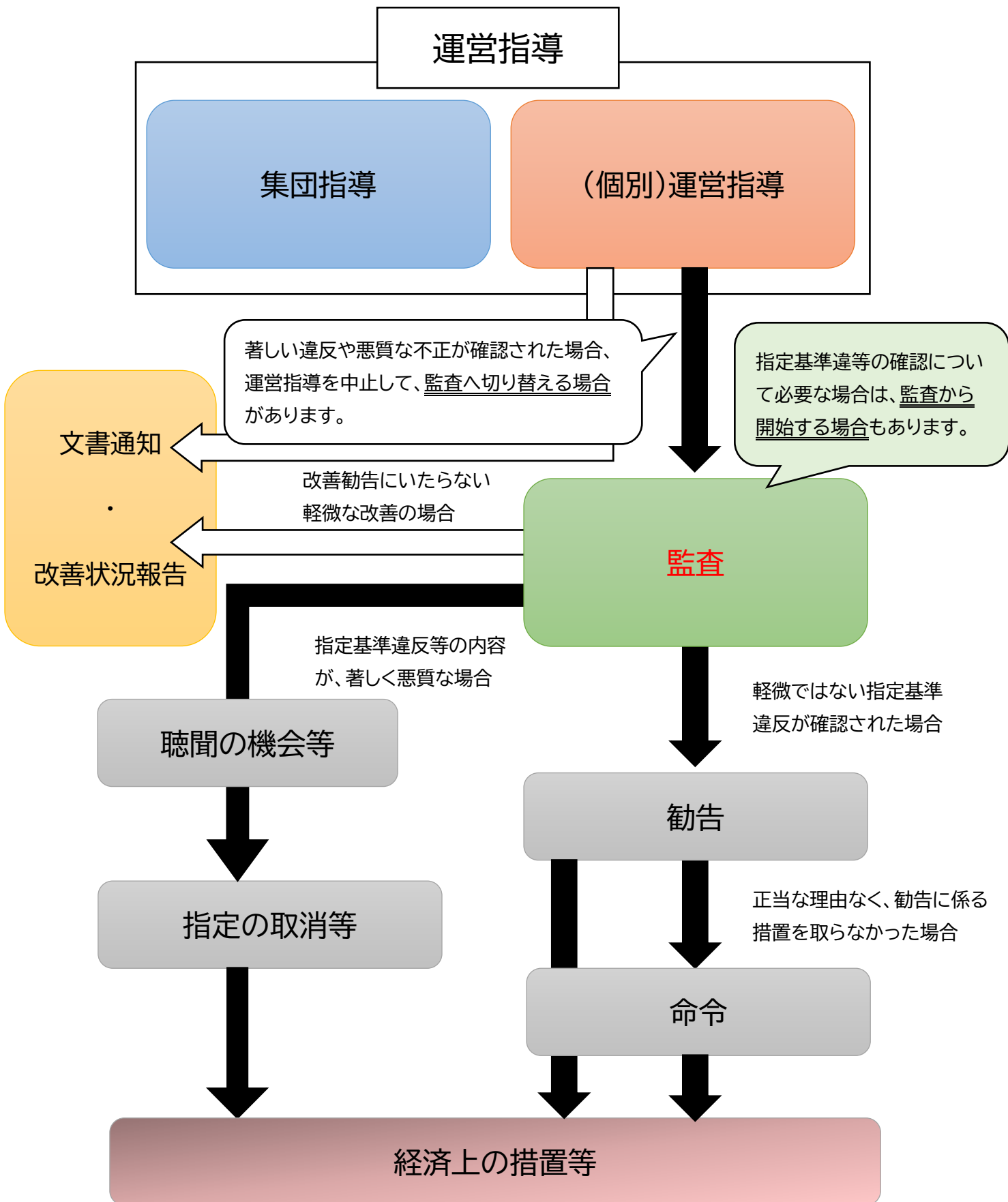
5. 最後に

国(厚労省及びこども家庭庁)の方針として、障害福祉サービス等について事業所数が急増している中、多くの利用者や広範囲の自治体に影響があるような処分事例も発生していることから、障害福祉分野において運営指導・監査の強化が検討されているところです。

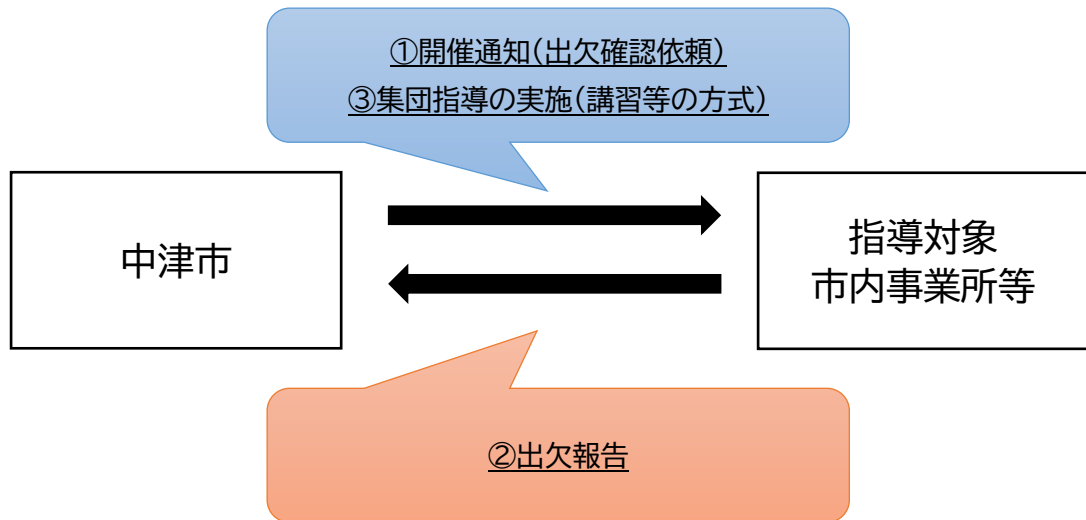
中津市においては、市が指定を行っている特定相談支援及び障害児相談支援事業所に対して、令和7年度から運営指導等を開始します。

当日は、事前に作成いただいた調書を基盤に事業所として基準通りの運営を行っているかを確認してもらいながら、運営に関して抱えている課題や困りなども併せて共有する機会にできればと考えております。

指導監査の全体的な流れ

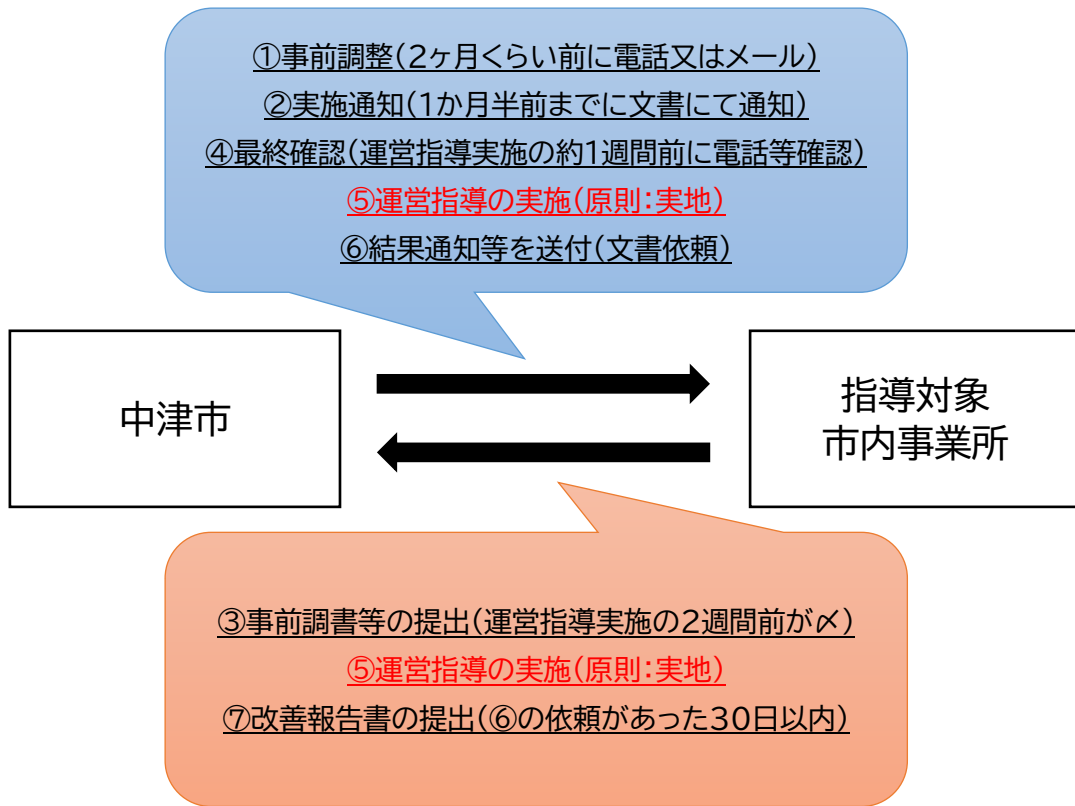


集団指導の流れ



	内容	対象者	内容
①	開催通知	市→事業所	指導通知を1か月前に、指導対象市内事業所へ通知。 ・開催日時 ・開催場所 ・出席者(出席を求める対象) ・指導内容 等
②	出欠報告	事業所→市	指導対象となった事業所は、出欠報告。
③	集団指導の実施	市→事業所	集団指導(講習等の方式)の実施。 ・自立支援給付に係る費用の請求の内容 ・制度改正の内容 ・障害者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について 等
④	アンケート実施	事業所→市	集団指導実施後に、アンケートを実施。 次回の集団指導テーマなど意見をもらう。

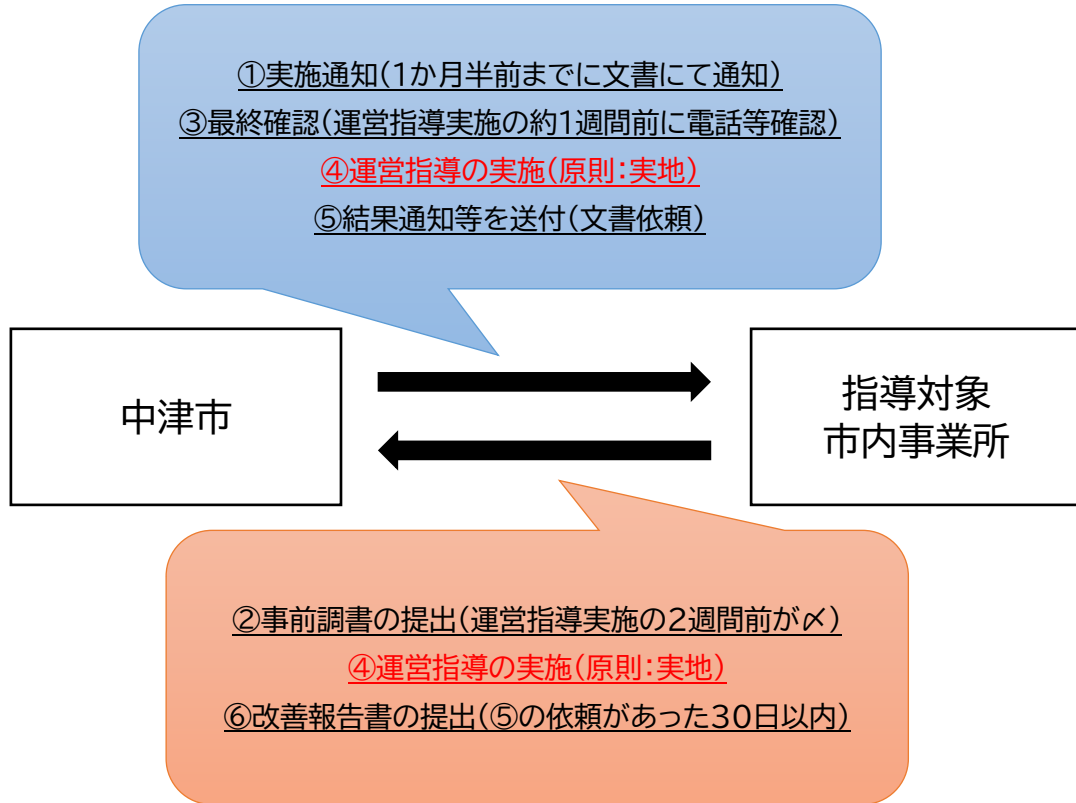
(個別)運営指導の流れ



	内容	対象者	内容
①	事前調整	市→事業所	運営指導の実施日程について、電話又はメールにて日程調整の連絡。
②	実施通知	市→事業所	日程が決まり次第、実施の1か月半前までに、運営指導の実施通知文(文書)を送付。 併せて、通知文に「事前調書」の提出について記載。
③	事前調書等の提出	事業所→市	通知文に記載した締切(運営指導実施日の2週間前)までに事前調書・自己点検シートを提出。
④	最終確認	市→事業所	運営指導実施日の約1週間前に、最終確認の連絡。
⑤	運営指導の実施	市⇄事業所	運営指導のため、事業所(実地)へ訪問。
⑥	結果通知等の送付	市→事業所	⑤運営指導実施後の30日以内に、「結果通知書」の送付及び「改善報告書」の提出依頼を行う。 <u>※口頭注意のみの場合は、改善報告書の依頼なし。</u>
⑦	改善報告書の提出	事業所→市	⑥にて依頼があった30日以内に、「改善報告書」を提出する。

監査の流れ

パターン①事前通知を行って実施する場合



	内容	対象者	内容
①	実施通知	市→事業所	日程が決まり次第、実施の1か月半前までに、運営指導の実施通知文(文書)を送付。 併せて、通知文に「事前調書」の提出について記載。
②	事前調書の提出	事業所→市	通知文に記載した締切(運営指導実施日の2週間前)までに「事前調書」を提出。
③	最終確認	市→事業所	監査実施日の約1週間前に、最終確認の連絡。
④	監査の実施	市⇄事業所	監査実施のため、事業所(実地)へ訪問。
⑤	結果通知等の送付	市→事業所	④監査実施後に、「結果通知書」の送付及び「改善報告書」の提出依頼を行う。
⑥	改善報告書の提出	事業所→市	⑤にて依頼があった30日以内に、「改善報告書」を提出する。